兵庫県環境審議会総合部会環境基本計画検討小委員会（第２回）　議事録

開会の日時　平成 24 年 12 月 18 日（火）
午後 2 時開会
午後 4 時閉会

場　　所　兵庫県立ひょうご女性交流館　501 会議室

議　　題　(1) 第３次兵庫県環境基本計画の見直しについて

出 席 者

委員長	鈴木　胖	委員	小林　悦夫	委員	中根　義信
副会長	村岡　浩爾	委員	北野　美智子	委員	中野　加都子
委員	大久保　規子	委員	権藤　眞禎	委員	新澤　秀則
委員	小川　雅由	委員	坂田　宏志	委員	伴　智代

欠 席 者　３名

〔 委員　川井　浩史　委員　中瀬　勲　委員　服部　保 〕

説明のために出席した者の職氏名

環境創造局長	栃尾　隆	豊かな森づくり課森林保全室長	太田　雄一郎
環境管理局長	森川　格	水大気課長	秋山　和裕
環境政策課長	髙松　宏文	温暖化対策課長	遠藤　英二
環境政策課環境学習参事	横山　一郎	環境整備課長	春名　克彦
自然環境課長	今里　卓	環境整備課環境影響評価室長	正賀　充
豊かな森づくり課長	築山　佳永		

会議の概要

開会（午後 2 時）

○ 議事に先立ち、栃尾環境創造局長から挨拶がなされた。

１　議事

(1) 第３次兵庫県環境基本計画の見直しについて

第３次兵庫県環境基本計画の見直しについて、事務局(環境政策課政策係長)の説明を聴取した。

（小川委員）

前回欠席していたので、議事録を読ませていただいたが、読んだ限りでよく納得できていない部分がある。通常、計画期間を設定して社会情勢に応じて見直しをするということはどの計画でもだいたい入れられているが、そう考えると、今回は第３次計画の見直しということになろうと思うが、条例上の齟齬は出てこないか。条例上にそのような規定がなければ、途中で計画年次を入れ替えるということもあると思うが、条例上にそのような規定があれば、そことの整理をしておかなければいけないのではないか。

（環境政策課政策係長）

結論から申し上げると、条例にそのような規定はない。基本的には、条例第６条に策

定の規定はあるが、計画策定に係る規定はここにしかなく、計画期間等は縛られるものではない。

（鈴木委員長）

基本方針として、第４次としてよろしいか。（全委員異議なし）

（新澤委員）

資料２の統合について前回発言したが、これは、統合という言葉をなくすという意味ではなく、統合という言葉に見合う中身を書いた方がよいという意味である。資料５の中で出てくる「連携」というのは、具体的な事例を聞いていて、少し違うのではないかと感じている。資料５の３ページの「自然共生社会構築」の下段の真ん中に、「治山施策との連携による取組」と出てくるが、治山施策というのはどういう意味かを考えると、砂防ダムを作ることなどが考えられるが、里地・里山・里海の保全とは矛盾する場合があるように思う。ダムによらない治山をするという意味での統合というのであればイメージは分かるが、どういうことを意味するのかということを聞きたい。

４ページでは、「循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の促進」は、矛盾しなければ特に強調する必要はないのではないか。

５ページでは、（４）の地震と防災・減災に係る社会基盤で、「防災施策との連携による取組」とあるが、これは防災施策そのものではないかと思う。自然環境と防災機能の両立というのは確かによいが、「地震等に備えた防災・減災の社会基盤整備」というのは防災施策そのものであり、災害に強い森づくりの推進も治山施策そのものであるので、これらは連携とは言わないのではないか。むしろ、治山施策、防災施策と自然共生社会との連携ということになるのではないか。いろいろなところに連携という言葉が入っているが、それぞれに少しニュアンスが違うように思う。

また、２ページの下段の（１）低炭素型の産業活動の推進で、経済施策との連携と書かれているが、経済的手段を使うということか。目的を達成するための手段を使いましょうというのは、連携とは言わないのではないか。

（環境政策課政策係長）

新澤委員がおっしゃるように、ダムを作ることと森づくりは矛盾しているが、矛盾する２つのことを同時に行うということを意図して記載をしているのではない。例えば、水産施策ということであれば、漁獲量を増やすという施策と、環境の分野としては、海をきれいにするという取組と同時に栄養塩類を適切に循環させるというアプローチがあり、目的が異なる２つの側面を持った取組を進めていくということを「水産施策との連携による取組」と表現している。したがって、新澤委員が言われる思いと事務局の思いは若干異なっている。ただ、ご指摘のとおり、同じ使い方の連携でも、経済施策との連携と水産施策との連携は、同じ連携でも、微妙に意味が違っていることはあるように思う。

（小林委員）

連携と統合であるが、施策の統合や施策の両立はあったとしても、施策の連携はおかしいのではないか。組織間の連携はあるが、施策の連携というのはおかしいという気がする。イメージ的にもう一度見直した方がよいのではないか。言葉尻ではあるが、融合

や両立などの言葉を使ってはどうか。

もう１点、建築施策や交通施策やまちづくり施策ということが書いてあるが、環境基本計画の中の話ではなく、他の計画の話しであるので、そのことを断る必要がある。例えば、ビジョンの中のどの施策というようなことを書かないと、このまま出すと何のことかということになるため、整理が必要ではないか。

また、全体を議論する中で一番大きな問題は、第４次計画について、展望時期と計画期間については先に決めておかないと、この中の施策そのものが何を見通しているのかわからないまま内容を議論することになり意味がない。先に決めていただいた方がよい。

（環境政策課政策係長）

展望時期であるが、事務局の思いとしては、昨年 12 月に長期ビジョンが改定され、ビジョンの展望時期が 2040 年となったことから、第４次の計画についても、基本的には 2040 年を展望するということとしたい。

（鈴木委員長）

2040 年ということでよろしいか。（全委員異議なし）

（小林委員）

計画期間は 10 年でよいか。

（環境政策課政策係長）

第３次計画が 10 年計画であるので、これを踏襲したいと考えている。

（鈴木委員長）

これでよろしいか。（全委員異議なし）

（小川委員）

県の長期ビジョンで設定している展望時期である 2040 年の人口想定はどのくらいか。

（環境政策課政策係長）

469 万人となっている。

（小川委員）

そうすると、だいたい現在に比べて 90 万人ぐらい減っている。難しいとは思うが、2040 年 469 万人の人口の想定の中で各市町の人口推計が出ていると思うが、どのくらいの人口減かがわかってくると公共施設の統廃合もかなり必要が出てくると思う。例えば清掃工場など、いろいろなものが１つの市町だけで維持できなくなってくる規模というものがある。90 万人減るというということは、１／４程度の人口が減るということであるので、世帯数の減はそれほどないにしても、相当大幅な公共施設や社会インフラの問題が出てくる年次の話になる。そうすると、全体の計画の中で CO_2 排出量や廃棄物排出量など、いろいろなものがずいぶんと今の想定と異なる数値になっているだろうという前提で計画の施策を組むのか、それとも、計画年次が 10 年だから 10 年後ぐらいまでの施策で当面は行くというのか、最終の 2040 年になった時にどの程度の状況になるという想定と現実的な 10 年ということになるのか、今まではこのような段階論は必要なかったが、これからの 50 年は、そのような想定のもとに段階的に施策を打たないと間に合わないのではないかと思う。

（環境政策課政策係長）

基本的には、ここに書く内容は 2040 年に見合う内容はあまりないのではないかと思う。方向としては 2040 年に向かうが、今後 10 年ぐらいを見据えた内容でないと、あまりにも現実離れしてしまうという感覚がある。確かに 2040 年の 90 万人減って社会が大幅に変わるという姿はどこかに常に置いておく必要があると思うが、実際の施策を考える上では、2040 年の姿に向かった方向を向くとしても、それにマッチした施策は難しいのではないか。やはり、10 年以内を見据えた施策を打たざるを得ないのではないかと考えている。

（小川委員）

それはそれでよいと思うが、どこかで想定の基盤整備の話として、基盤が変わると環境の負荷要因も変わってくる。そうすると、段階的に必然的に下がっていくものと、逆に、人が少なくなることによって、例えば、自然環境保全などのリスクは高まってくるなど、政策として、重点化していくところが変化していく構造になると思う。とりあえず 10 年後を考えるとして、別次元のところで想定を加えながら、どこに軸足を置くのかということを提案されるのであれば分かるが、第４次として計画年次を変えるということは大きな方向転換なので、その要因をどこに見出すのかということが必要ではないか。冒頭に人口減少は書いたが、方向付けということはあまり変更がないように思うので、もし、第４次として新しい社会状況に対応するということであれば、大きなフレームとしては触れておいて、段階的に 10 年でこのようなことをするというのであれば、第４次とする意味があるではないか。

（大久保委員）

１ページであるが、「環境を巡る情勢の変化」の中で「リオプラス 20」について書かれていないので書いてほしい。いろいろな要素があるが、１つはグローバルコンパクトという形で企業の CSR の取組がかなり話題になっており、ここは日本がイニシアチブを取ったところであるので、CSR の促進という点で入れた方がよい。また、低炭素まちづくり法の話が出てきていないので、これも入れた方がよい。

２点目として、１ページとも関連するが、環境教育等促進法の改正とあるが、今回の特徴は、環境省も省略名を環境教育等促進法としているが、基本的には協働取組と中身が増えたところに大きな特徴があるのであり、ビジョンでも協働戦略という副題がついているにも関わらず、協働取組という言葉がほとんど出てきていないので、基盤整備のところも含めて、県内で活動する環境 NPO や地域の活動というのは、「協働取組の促進」というタイトルをつけてもいいのではないか。協働取組という言葉をもう少しきちんと位置付けた方がよい。

３点目として、最初の資料２のところで、「環境低負荷型社会」という名称に違和感があるという意見に対して、「安全・安心の生活環境」という対応方針にしているが、どこでこのような話になったか記憶にないが、環境負荷の低減ということは、環境基本法に環境負荷の定義がある中で、違和感があるということに対してこう変えたというのでは説明になっていない。変えるのであれば別の理由をつけてほしいし、環境負荷の低減というのは非常に重要である。

５ページであるが、廃棄物の話がこちらに入れ込んだとなっているが、循環型社会は

最終的に適正処理も含めて循環型社会であって、こちらに入る理由は、法体系の整合からいくと、統合や連携の観点で意味があるのであればよいが、そうでない限りは違和感がある。

６ページの基盤のところは、協働取組を入れる他にPDCA関係が入っていないので、位置付ける必要があるのではないか。

（環境政策課政策係長）

不法投棄の部分は、法体系上は大久保委員のおっしゃるとおりであるが、安全・安心の生活環境をつくるという意味では、身近なところで不法投棄が起こっていない社会ということが、生活者の実感からすると重要ではないかという観点から、不法投棄に関する部分は、安全・安心な生活環境の構築というところに位置付けた。

協働取組の推進については、最後の部分でもう少し記載をさせていただく。また、PDCAの関係も追記をさせていただきたい。

名称の関係であるが、ここは説明が不足していると思う。単なる違和感ではなく、「地域環境負荷の低減」というのが第３次計画の柱立てとしてあるが、今回の事務局の思いは、「目指すべき社会をつくる」ということを掲げたいと考えており、どのような表現が望ましいかという中で、前回の小委員会では「地域環境低負荷型社会」という名称を使い、違和感があるとのご指摘を受けた。「環境負荷」という言葉は定義されているが、目指すべき社会をつくるというニュアンスを表現する言葉としてなかなかよい言葉がない中で、それに代わる言葉として、「安全・安心な生活環境」という言葉を使っている。これは、「地域環境負荷の低減」という意味を包含した言葉として使用している。

（大久保委員）

名称については、また検討していただきたい。また、再掲するものは再掲してもいいので、１つ１つに入れ込むのは無理にしなくてもよいのではないか。

（小川委員）

循環型社会の中で、廃棄物の適正処理はリサイクルにつながる部分なので、適正処理をリサイクルと違うところに持ってくると、そこが分かれてしまうし、事業者責任が見えなくなる。ごみが捨てられてない社会と不法投棄がないということは、安全・安心の生活環境に入っていてもよいが、それ以外のフェニックスと廃棄物の適正処理の推進は、循環型社会に入れた方がよいと思う。

（小林委員）

今言われるとおりで、ごみの話を横に振った関係で、他のものまで引っ張っていっているような感覚がある。「美しいまちづくり」という意味で不法投棄を書くのであればよいが、私自身は不法投棄をしている者が廃棄物という解釈をしているのが間違っているという思いもある。廃棄物であるというから処理できないのであり、廃棄物ではなく不法放置物、投棄物と考えると違う発想になる。不法物と捉えると、もっときれいにいくのではないかと思う。

（環境政策課政策係長）

検討させていただく。

（権藤委員）

廃棄物のところで、５ページの上段の真ん中で、「産業廃棄物の不法投棄に対する厳格な対応」と書かれているが、どのようなことを厳格と書かれているか。実際、河川の掃除などのボランティアをやっているが、それを集めてどこかに持って行くと誰も受け入れてくれないという状況がある。一般廃棄物は市町の仕事であるが、市町の処分場に持っていくと扱えないと断られることがある。キャンペーンなどで河川をきれいにしようという取組を環境創造協会や NPO でもやっているが、ごみを拾うと、かえって我々が不法投棄をしていると間違われたりするため、その辺の対応をしっかり明記してほしい。

（環境政策課政策係長）

生活環境に非常に影響が大きい悪質な事案に対しては、すぐに改善命令などを発するとともに、警察と連携した取組を強化するという意味合いで厳格な対応と記載している。

（権藤委員）

川の中に不法投棄物が捨てられて逃げられている現状がある。不法投棄物を持っていくと、我々が産廃業者と間違われるたりするため、下手にボランティアなどの活動ができないという状況である。我々はオオサンショウウオの生息環境の保全を行っているが、実際に活動を行っている際、よく河川でタイヤやバッテリーなどの自動車の残骸の不法投棄を見つける。誰がやったのかわからないという問題に地域で対応できないと、いつまでも汚いという問題がある。これから県の仕事から市町の仕事に持っていくのであろうが、その辺の指導などをうまくやってほしい。

（中野委員）

先ほど、人口がどう変わるかという予測の話があったが、今、最も気になるのは、政権が代わってエネルギー政策がどう変わるかということである。国のエネルギー政策が変わることによって国の政策も県の政策も抜本的に変わるまでいくかどうかわからないが、重要なのは、資料５の１ページの社会経済や環境を取り巻く現状と課題や目指すべき社会像のところか、最後の目指すべき社会に向けた基盤整備のところで、新しい法律や国の動向に合わせて直接的な担い手である市町や県民全体を柔軟に方向付けるという話があるべきではないか。循環型社会の中でも新しい法律が出てくると、国と市町の間に立った県の役割や位置付けをはっきりとしてほしいということころが最も望むところである。例えば、６ページの社会基盤を見ると、細々とした組織や担い手や機関などが挙がっているが、これよりもう少し手前の話として、国と市町の間に立って方向付けるという県の役割の部分が最も期待するところであるので、どこかに記載してほしい。

（小林委員）

今議論している中で、衆議院選挙で政権が交代することとなったが、環境省関係の会議で、来年度に向けた政策に関する審議会は、方向性が見えないためにすべてキャンセルになっている。新政権が立ち上がり、ある程度政策ができる段階は、特にエネルギー環境会議などは改めて再開されるということになっている。その議論をしているうちに参議院選挙が始まるので、参議院選挙が終わる頃までは次の政策が出てこないのではないかといわれている。環境省も、その辺の様子を見ながら検討したいということである。

資料５の１ページ目の上段の真ん中の部分で、課題の２つめは、疎住化が進む地方都市という部分とその下の意味がマッチしないので、わかるようにした方がよいのではな

いか。

３ページの自然共生社会の構築の上段の真ん中で、生物多様性の保全の１番目に「公共工事や日常生活の中における生態系の理解と保全への配慮」と出てくるが、公共工事が突発的に出てくるのは違和感があるので、書き方を考えた方がよい。また、そのページの下段で、具体的な取組の方向性の（３）健全な物質循環の確保による豊かな海づくりのところで、ヘルシープランと書かれているが、環境省が思いつきで事業をやっており、この名前は消えると思うので書かない方がよい。同じく、（２）の野生動物の適正な保護管理のところで、狩猟者の後継者確保とあるが、自然環境の中で書くのかということが気になる。言葉を工夫しないと反発があるのではないか。

４ページ目の循環型社会の構築であるが、目指すべき循環型社会の将来像の（１）で「自然からのエネルギー採取の少ない経済活動が進み」と書いてあるが、エネルギー採取という言葉に違和感がある。どのような意味で書かれたか分からないが、循環型社会のところでエネルギーの問題を書く必要はないのではないか。

５ページで廃棄物の関係で前の部分との重複があるので、廃棄物の問題は循環型社会の構築に戻した方がよいのではないか。

６ページであるが、今後の環境施策の展開に向けた課題で問題なのは、支援機関と研究機関の連携とあるが、この意味が分からない。支援機関と研究機関の問題は違う。別々に記述して議論した方がよいと感じる。特に、支援機関の部分で環境保全活動の側面支援などと書かれているが、具体的に県としてどういう支援を行うかという施策を打ってほしい。私も NPO をしているが、一番欲しいのは支援である。兵庫県だけでなく全国的に誰もが言っている。民間活動団体への支援がないということであり、もっと支援してもらえないと動けないため、ボランティアをしても実費は必要である。実費をもらえるような支援をもう少し記載してほしい。

（小川委員）

先ほど中野委員が言われた市町の位置付けの仕方は、前の計画策定の時も同じ話をさせていただき、第３次も第４次も同じことになるのではないかと危惧したのであるが、どこで扱うかは別としても、６ページのところで、協働の取組の対象というのは、県が主体として協働対象を見た時に、県民や事業者が出てくる。NPO とか県民レベルの団体は出てくるが、市町との連携のあり方や協働のあり方がないと、基礎的な数字が集まってこないし、具体的な施策展開の対象者が見えなくなってしまう。例えば、県が施策を組まれたときに、どなたが現場で指導して施策を展開するかとなると、県民局の環境課の職員２，３人がすべて網羅しているわけではないので、市町との連携によって公害対策や環境学習などいろいろなことが動いていく。そうすると、県の計画に対して、それぞれの地域の市町はどのような意見を持って、どのような政策レベルでの調整をしながら県の方向性と市町の方向性を統合して統一的な施策を打っていくのかいうことにならないと、実効性が見えてこないのではないか。決して、県と市が上下関係にあるとは思わないので、市町の現場的な把握を前提として、大きな視野で県全体の環境の方向性を定めていただくという記述がないと、誰がこれを実行して、最終的な維持管理をしていくのかが見えなくなる。

５ページであるが、具体的な取組の（１）で「空気や水がきれいで」と記載しているが、きれいという言葉が瀬戸内海の豊かな海というところとしっくりこない。今までは、水もきれいという言葉が使われてきたが、きれいの概念を一般の市民から見ると、栄養塩がない透き通った状態がきれいと感じる。そうすると、空気と水のきれいを並列で表現してしまうと、豊かな海との整合が見え辛いのではないか。

３ページの都市部と多自然地域で、農業の関係で出てくるが、都市と農村の連携や協働の取組など、いろいろなことが出てくるが、一挙に都市住民の中で農業に関心のある人が農村地帯まで行くということではなく、中間的な役割は都市近郊農地ではないかと思う。我々も甲山という六甲山の東端で農地をやっているが、教育農地という位置付けで、都市住民が来てもらって親子で学んだり、基礎的な学習をしてもらっている。そこで興味を持った人は、さらに入ってもらったり、消費生活で選択を広げていただくという入口のところの都市近郊農地ということを、里地・里山の関係もそうであるが、これを明確に活用するというということを出した上で、都市と農村という段階を持った方がよいのではないか。特に、農水省で以前やられた教育ファームが事業仕分けでなくなったりしているので、一般の市民団体で農に関わって体験学習ができるところが減っている。そのようなことを考えれば、このあたりを兵庫県の特色として、うまく使ってもらえたらよいのではないかと思う。

（鈴木委員長）

県と市町の役割分担のところは、計画にどう書くのかは非常に難しいと思うが、事務局で検討してほしい。

（北野委員）

資料は細かく丁寧に書いてあるが、先程中野委員が言われたように、政治が変わると政策が変わるため、今現在申し上げることはないが、先日、廃棄物の委員会で何度も申し上げたが、ごみが増えるのは消費者だけの責任ではなく、流通機関や生産者が逆行し、包装などが以前に返ってしまってごみが増えている。私たちも調査、監視をしているが、ごみの多くは包装物である。廃棄物が消費者だけの責任のように書いてあるが、廃棄物の委員会の時に何度も言ったはずであるが明記されていない。流通や生産機関が認識して、ごみにしないということを記載してほしい。

（中野委員）

廃棄物部会の話を北野委員から言われたので私も思うが、消費者団体の活動や市町のデータを後追いで記載するのではなく、県として先進的に書いてほしい。市町との関係の部分は書き難いということはよくわかるが、国の動向をよく見て、どうすべきかということを示すことも県の役割ではないか。逆に市町や消費者団体の取組を後追いで記載するのではなく、先進的な方向付けとして先に立ってやってもらいたい。

（中根委員）

この中に、県の先進性のある施策がたくさん示されていると思うが、自分が何をやったらよいかというところで、例えば、国の役割と地方の役割、あるいは市町の役割、事業者の役割とユーザーの役割、生産者の役割と消費者の役割といったところで、次の段階かもしれないが、誰が何をやるというところをはっきりと書くのは難しいながらも、

しっかりと意識しておかないと、具体的にやるときにわからなくなるので、そこを入れていただけると計画がスムーズに進むのではないか。これを見たときに、誰が何をするのかが分かるようになればよい。

（坂田委員）

県の役割が法律上決まっていることもあるし、むしろ県がイニシアチブをもつべきではない分野もあると思うが、法律や条例で県がやると決まっていることは書いた方が県民にとってもわかりやすいのではないか。

また、最初に展望の時期について 2040 年とされ、計画期間が 10 年ということであったが、今までの計画を見ていると、６年で更新しているということになる。こういうことを踏まえて、今まで改定をしなければいけなかったので６年で改定しきたということを考えると、今の段階で 10 年の計画が立つのかと思う。例えば、目指すべき将来像に関しては、それほど５年や 10 年で変わるものではなく、新しい将来像が出てきたり、重点の置き方は変わると思うが、低炭素社会、自然共生社会、循環型社会、安全・安心な生活環境というのは、20 年経っても生き残るようなテーマではないか。ご意見のあった中でも、環境省が思いつきで出したキーワードがあったり、私の関係するところで言うと狩猟者の後継者確保のようなことは、細かい項目の中には５年持つかどうかというようなこともあるし、５～６年経つと、鳥獣保護法の改正も平成 26 年あたりにあるのではないかといわれている。そういった意味で、これまで６年で改定されているため、５～６年計画でいこうということであれば少し違ってくるのではないかと思う。具体的なことを書き過ぎると、５年持たないような施策になる一方で、具体的に書かないと県民に対してわかり難くなり、計画の意味がなくなる。その辺の兼ね合いを考えて、10 年が妥当なのか、あるいは、５年ぐらいで更新していきながらも展望時期の 2040 年はなるべくぶれないようにしながら、少しずつ変えるということもあるだろうが、検討が必要ではないか。具体的に書けば分かりやすいが、具体的に書けば書くだけ計画の寿命が短くなるため、たくさんの分野の兼ね合いがあって大変かと思うが、それぞれの担当の部署で検討する中で 10 年持つネタを出してほしいという観点で見直した方がよいのではないかと思う。

もう１つは、他の委員の議論にあったと思うが、４つの大きい項目を立てており、４つの項目に沿って課題を考えているが、具体的なことは、例えば、鳥獣の適正管理ということは、自然共生社会の構築という意味もあるが、被害対策というキーワードは、クマに襲われることがない、野生動物に農作物を採られることがないという安全・安心な生活環境という意味もある。どこかに固定してしまうと、１対１でなかなか繋げないというところがあると思う。国の国家戦略を見ていると、課題と実際にやることと必ずしも１対１でリンクさせなければならないということはないと思うので、再掲するか、あるいは、課題群を使って、それぞれに、線が２本３本でつながれるということもあるが、具体的な施策の並びというのが１対１でなかなかならないということも感じる。

（伴委員）

この基本理念の「将来世代に引き継ぐ豊かで美しい環境の実現」ということを考えるのであれば、人づくりというところにもう少し焦点が当たってもよいのではないかと考

えている。基本的には、６ページのところに書き込んでおられ、各年代層で学習や教育をしていこうという視点となっているが、例えば、それぞれの分野で人づくりを考えてもらう方がよいのではないか。都市にいる者は都市に、農村にいる者は農村で、漁業をしている人は漁業の中で、次の世代に環境をしっかり考えてもらえる人をつくるという考え方があってもよいのではないかと感じる。それぞれ自分たちの生活しているところで、次の環境をしっかり考えることのできる人間を育てるということが、はっきりと次の世代によい環境を引き継げるということを具体化できるのではないかと考えている。その上で、漁業の人たちも、森は海の恋人ということで、自分たちの海をきれいにするために森をつくろうという取組をされているが、その流れがはっきりわかるような人づくりの仕方というのが将来的にできるのではないかと考えている。少なくとも、それぞれのところで、自分たちが何をしたらよいのかということを含めて、自分たちのエリアの人づくりもするということがわかるような記載をしていただけるとよいのではないか。
（北野委員）

中身は、全部丁寧に書いてありよいと思うが、上のタイトルが非常に難しい言葉で書かれていたり、わかりやすい言葉で書かれていたりする。例えば、「安全・安心な生活環境の構築」とあるが、これは全部のタイトルにしてもよいようなタイトルになっている。決して反論ではないが、私の住んでいる高砂市も一方では漁業の町であり、もう一方では農村であるが、跡継ぎが会社に行ってしまい、漁業や農業の後を継ぐ者がいない。いかなごの漁業も女性が応援に行くほどで、先程おっしゃった以上に理想と現実は離れており、なかなか農家を継がないという現実がある。農家が高齢者になり、休田となっていくので、どんどん住宅化が進んでいる。先ほどおっしゃられたことは理想ではあるが、現実はなかなか難しいので、うまく考えて記載してほしい。
（新澤委員）

先ほどの「連携」であるが、資料５の６ページで、環境影響評価は、前回、大久保委員が発言されたところであるが、連携を促進する手段として環境影響評価を位置付けられているのかということであるが、ここでは早期の住民関与と書かれている。

もう１点は、前回、ビジョンを踏まえて書くということであったが、例えば、いろいろビジョンで課題を挙げられているが、ビジョンでどのように課題を解決すると言っているのか。人口減少の話もそうであるが、公共交通の衰退による移動手段の減少という課題を書かれていて、１ページめくると環境に配慮した交通の実現ということがさらりと書かれている。同じ県庁の中で掲げる計画ということで、すり合わせは行われるのではないかと思うが、踏まえるというのも難しいのではないか。
（大久保委員）

県と市との役割分担や国との役割分担については、第３次の計画でも、今回の第４次でも考えられていないことではなく、安全のところで大気と水が主に挙げられていて、土壌も書かれているが、結局、県の権限に入っていることを書いていて、騒音や振動など、市町に権限があるものについては書いていないということになっている。行政的に割り振っていると思うが、これを見ただけでは全然出てこないので、法律上の権限分配が頭に入っていないと分からないということもある。逆に、法律上誰がやってもいい問

題もあるので、そのようなものは分けるということも必要であり、役割分担はきちんと書き込まないといけないと思う。その際に見えてこないのは、前回の大きな課題であった１つの課題として指標の話があり、それが入ってくると誰が何をするというのが見えてくるのではないか。今回資料として入っていないので、間に合ってないのではないかと思うが、それが入ってこないと全体像が見えないと思う。

基本計画にどこまで書き込むかということであるが、書き込むかどうかは別として、県の役割としてもやることがあって、権藤委員が言われたように、ごみを拾ったら不法と言われるのではないかということについては、協働取組の規定を見ていると、県がノンアクションレターをやるということが書かれている。NPO の活動で違法なことはないかと聞かれた際に法令チェックをしてあげるというやり方も規定として入っている。それだけではなく、県が入って何らかの協働取組協定を結ぶなど、いろいろな手法があると思うので、細かい話までは突っ込めないと思うが、協働取組協定の活用や推進などは書けるのではないか。

また、中野委員が言われたことはおっしゃるとおりで、国がどんどん変わるということもあると思うが、しかしながら、一方では地方分権という中で、県はどういう社会をつくっていくのかということは兵庫県の問題であるので、そういうところをきちっと示していく必要があるのではないか。国の政策のやり方が、何かよいものがあれば提案してほしいという形式になっているので、出てきた応募が始まってから考えるというのでは遅いので、先にそういうものを作っておくという考え方が重要ではないか。

（小川委員）

念押しになるが、指標と目標の話で、私も西宮市で生物多様性地域戦略や温暖化防止推進計画やごみ減量推進計画の委員をしているが、西宮市だけでも３つの計画がある。その委員会で個別の数値目標を出せと言われる。そうすると、西宮は西宮で考えて数値目標を出している。神戸もきっと出している。各市町が作っている個別計画の目標数値と県の計画の数値が違うと、同じ人が、あるときは県民であるとき市民として対応せざるを得ないのが地域であるので、最低限、県が設定される場合はこのラインであり、それに場合によっては市が進んでいる場合や遅れている場合もあるが、そこら辺を整理しないと、結局、情報を流しても、市民という立場で、基礎自治体に近い方がその判断を見てしまうということになるので、その整合のために、市町との情報交換をしていただき、整合を取ってもらわないと、県民にとっては使い物にならないようになってしまうということがもったいないと感じる。できれば、県内の自治体がどのような計画を作って、どういう目標数値を持っていて、県がされる場合に、どういう考えで整合をとっているということが示されるとすごく理解しやすいし、県の立ち位置もわかるので、できれば、資料を作っていただき、県はどのレベルでどのようなことをしようとしているのかということが分かれば、その情報収集過程で連携もできるし、全体像も判断されてくるかと思うということを要望したい。

（村岡副会長）

本日は、主に資料５についてご意見を聞かせていただいたが、資料４の構成については、うまく資料５のとおりに収まるかどうかというところは気になる。資料４の目次案

的なものは、必ずしも決定されたわけではないと思うが、書いていくうちにどんどん変わると思うので、その辺はフレキシブルに考えていただきたい。そうでないと、書いていただいた内容を収めるのは大変だと思う。

（環境政策課政策係長）

新澤委員からの質問で、環境影響評価が統合の中に位置付けられた思いの件と、疎住化が進むのにビジョンの中でどのような解決策が謳われているのかという件であるが、アセスの関係は、当初、環境影響のリスクをヘッジするという意図ではないかと理解していたが、そうではなく、行政と県民と事業者が情報を共有することによって影響を未然に防止するということや、住民に知ってもらって安心するという効果があるということであるので、政策的な統合ということではないが、県民・事業者・住民が一体となって協働取組をするという意味での連携ということで位置付けた。

もう１つは、疎住化に対してどのようなアプローチがあるかということであるが、ビジョンの中でも地域ニーズに応えるようなコミュニティバスを運営することや、コンパクトシティを実現するために自動車の流入抑制や歩きたくなるような街の構造にするなどの解決策を示している。

（大久保委員）

今のアセスの機能の話であるが、コミュニケーション機能もあるが、当然、環境負荷の低減のリスクヘッジも入っているので統合の意味がある。両方の意味にしていただかないといけない。

（鈴木会長）

一番重要なのは、期間である。10 年がよいのか５年程度とするのかであるが、基本計画であるので、５年というのは書き難い。そうすると 10 年とするのがよいのではないかと思うがいかがか。

（環境政策課長）

第３次計画についても、10 年間ということで計画しているが、社会経済情勢に適切に対応するということになっている。10 年の計画として立てるが、社会経済の変化も大きいので５年で見直すということは必要ではないかと考えている。

（鈴木委員長）

差し当たりは 10 年ということで進めたいと思うがいかがか。５年となると、もっと明確な指標を出すということになる。短くなればなるほど指標が必要になる。基本計画は、ある程度の形勢的なところをベースに、出せる指標は出すということがよいのではないか。

（坂田委員）

どのくらい具体的に書くか、ある程度抽象的なところに抑えるかというところであるが、指標や評価の数値を選ぶことをシビアに、５年から 10 年の間、それでいけるという施策を考えた方がよい。

（鈴木委員長）

それでは、10 年ということで進めたい。

先程から統合の話があるが、実際は環境問題というのはあらゆる問題と連携している

ため、どこかで切り出すと全体が見え難いこともあるが、全体のつながりをある程度分かりやすく示すためには、どこかで区切って説明しないといけない。何もかも入れるとなると、全部入れなければならないことになるため難しい面があるが、事務局で検討して欲しい。

今日は、ご意見をいただくというのが主な目的であるので、このような議論がしばらく続くと思うが、よろしくお願いしたい。

閉会（午後４時）